

程度を示す文言の明確性判断
～「最良」及び「最適」の文言の明確性判断～
米国特許判例紹介(180)

2025年2月10日
執筆者 河野特許事務所
所長弁理士 河野 英仁

AKAMAI TECHNOLOGIES, INC.,

Plaintiff-Appellee

v.

MEDIAPOINTE, INC., AMHC, INC.,

Defendants-Appellants

1. 概要

米国特許法第 112 条(b)は「明細書は、発明者又は共同発明者が発明とみなす主題を特定し、明白にクレームする 1 又は 2 以上のクレームで終わらなければならない」と明確性について規定している。

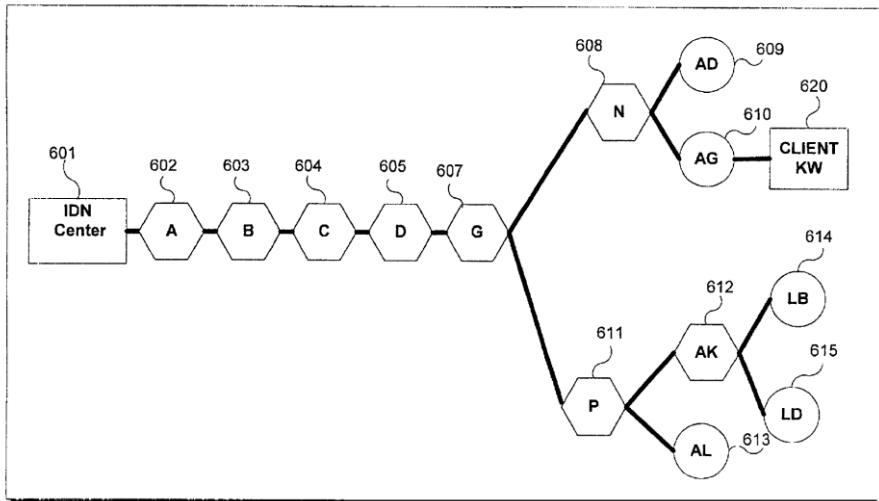
本事件ではクレーム中の程度を表す「最良」及び「最適」の文言の明確性が争点となつた。

CAFC は、「最適」または「最良」の文言を解釈するために必要な客観的な境界 (Objective Boundaries) がクレーム及び明細書には記載されていないとして同じく不正確と判断した地方裁判所の判決を支持した。

2. 背景

(1)特許の内容

MediaPoint 社は「インテリジェント配信ネットワークを利用したデータパケット配信システムおよび方法」と称する米国特許第 8,559,426 号及びその継続出願である第 9,426,195 号を所有している。両特許とも、ストリーミングメディアコンテンツをインターネット経由で地理的に分散したユーザに配信するためのシステムおよび方法を記載し、クレームに記載している。



サーバからクライアントに送信されるデータストリームは、インターネット経由でクライアントに送信される際に、様々な中間「ノード」及びその他のデバイス（ルーターなど）を通過する可能性があり、隣接するデバイス間の各ステップは「ホップ」を構成する。426特許と195特許は、従来技術では、ルーティングが非効率的であるため、ストリームの経路に必要以上のホップが含まれており、また特定のデバイスが帯域幅の制約を受けているために、ストリームが遅延することを説明している。この特許では、「インテリジェント配信ネットワーク」の使用によるより効率的なルーティングを提案している。

インテリジェント配信ネットワークは、管理センターと複数のノードから構成される。管理センターは、クライアントからのデータ要求に応じて、クライアントを「最高パフォーマンス」のノードに誘導し、クライアントに最適な配信を実現する。また、センターからそのノードまでのデータの最適経路を特定する。管理センターは「マッピングエンジン」を使用して、ノードと潜在的な経路に関する情報を収集する。マッピングエンジンは、クライアントまでのさまざまなルートを識別し、それらをプローブして「トレースルート結果」を作成する。これは、ルート上の各ホップの順序付きリストで、(1) ホップのエンドポイントデバイス（ノード、ルーターなど）のインターネットプロトコル(IP) アドレスと、(2)「レイテンシ」、つまりそのデバイスに関連付けられたラウンドトリップ時間、つまりメッセージが開始点（管理センターなど）からそのデバイスに到達するまでにかかる時間から応答が返されるまでに要する時間を指定する。争点となった426特許のクレーム1は以下のとおりである。

1. システムにおいて、
管理センターと、
コンテンツプロバイダから第1クライアントへの連続データストリームの最初の要

求に応答して連続データストリームを中継し、連続データストリームを複製し、複製されたデータストリームを少なくとも 1 つの他のクライアントに送信するように構成された複数のノードとを備え、

管理センターは、管理センター、少なくとも 1 つのノード、および少なくとも第 1 クライアント間のトレースルートをマッピングして、管理センターから少なくとも 1 つのノードを経由して第 1 クライアントまでの 1 つ以上の最適ルートを決定するように構成されたマッピングエンジンと、コンテンツプロバイダから第 1 クライアントへの連続データストリームを中継するノードに、コンテンツプロバイダから第 1 クライアントへの連続データストリームの中継中に、連続データストリームの後続の要求に応答してコンテンツプロバイダからの連続データストリームを複製するように指示し、連続データストリームの後続の要求に応答して複製されたデータストリームを少なくとも 1 つの他のクライアントに送信するように構成されたマッピングエンジンとを含み、

管理センターは、優先度の高いクライアントがより高いサービス品質のネットワークリンクの使用を要求した場合に、優先度の低いクライアントをより高いサービス品質のネットワークリンクから最適でないネットワークリンクにダウングレードするように構成される。

(2)訴訟の経緯

2022 年 9 月、Akamai は MediaPointe に対し、426 特許および 195 特許の非侵害の確認判決を求めて訴訟を起こした。翌月、MediaPointe は両特許の侵害を主張して反訴した。Akamai はこれに対し、両特許の全てのクレームの無効性の確認判決を求めて反訴した。現在、本件において争点となっている不明確性の問題は、クレーム解釈手続き中に発生し、2023 年 7 月 7 日に地方裁判所の判決が下された。

Akamai は、「最良」または「最適な」経路、あるいは「最良に位置付けられた」ノードを記載したクレーム限定は不明確であると主張した。MediaPointe は、「最適な経路」とは、「1 つ以上の特性に基づき、状況下で最も好ましい経路の一つであると判断された経路」を意味すると解釈すべきであると主張した。「最適」／「最良」という限定は、明細書が関連する技術者にトレースルート結果を生成する方法を教示しており、「最良」および「最適」という語句の根拠が、レイテンシ、ホップ数、伝送信頼性といった数値的かつ客観的なトレースルート結果にあるため、曖昧ではないと主張した。

地方裁判所は、関連するクレームは不明確であると判断した。裁判所は、MediaPointe が主張したように、ルートが最適であるかどうかは「トレースルートの結果に基づく」と「推定」したが、明細書は「ホップ、レイテンシ、および信頼性情報を一貫して使用して「最適な／最良」のルートを決定する方法を説明する手順またはその他の詳細を提

供していない」と結論付けた。MediaPointe は判決を不服として控訴した。

3. CAFC での争点

争点：「最良」、「最適な」経路、及び「最良に位置付けられた」の文言が明確か否か

4. CAFC の判断

結論：クレームの記載は明確ではない

明確性に関する過去の判示事項は以下のとおりである。

特許のクレームは、明細書に照らして…当業者に発明の範囲を合理的な確実性をもつて示さなければならない¹。ここで問題となっている文言は、表面上は裁量的な基準を伴う程度に関する文言であることは明らかである。

「程度に関する用語が不明確であるか否かを判断するキーは、明細書の記載内容にある。²」

明細書が「用語の範囲を測定するための何らかの基準を明示している」というだけでは、用語は明確ではない³。

本件における問題となっている文言と同様に、程度の表現は、「明細書および審査経過に照らして解釈した場合、当該技術分野の技術者にとって客観的な境界(Objective Boundaries)を示す」場合を除き、不明確である⁴。

CAFC は、本件特許は「最適」または「最良」を判断するために必要な客観的な境界を与えていないと結論付けた。MediaPointe は、各クレームにトレースルートの使用を要求する文言が含まれていることから、クレーム自体が最適または最良を測定するための客観的な基準を定義していると主張する。しかし、このクレーム要件だけでは不十分である。「最適」/「最良」の「合理的に明確かつ排他的な定義 (a reasonably clear and exclusive definition)」を提供しておらず、したがって「客観的な境界」を提供していない。

第一に、トレースルートの使用要件は排他的ではない。通常の文法上、クレームは少なくともトレースルートの結果を考慮することを要求しているが、それだけではない。クレームは、何が最適または最良であるかを決定する唯一の要因がトレースルートの結

¹ *Nautilus, Inc. v. Biosig Instruments, Inc.*, 572 U.S. 898, 910 (2014).

² *Sonix Technology Co. v. Publications International, Ltd.*, 844 F.3d 1370, 1378 (Fed. Cir. 2017)

³ *Interval Licensing LLC v. AOL, Inc.*, 766 F.3d 1364, 1370-71 (Fed. Cir. 2014)

⁴ *Datamize LLC v. Plumtree Software, Inc.*, 417 F.3d 1342, 1350-51 (Fed. Cir. 2005)

果であるとは述べていない。明細書はそのような制限がないことを明確に確認している。明細書には、トレースルートの結果を生成した後、「クライアントに『最良』または『最も近い』ノードが割り当てられる」前に、インテリジェント配信ネットワークオペレータがそのような割り当てを行う際に「時刻やその他の変動など、自身の運用に固有の理由」を考慮できると記載されている。同様に、明細書は、「『最良パフォーマンス』のノード」がトレースルートの結果に限定されない「様々な要因」を参照して決定できる「好ましい実施形態」を開示している。

最適な経路はホップ数、レイテンシ、信頼性に依存するものの、MediaPointe は、特許において、これらの指標が乖離した場合にどの指標、あるいはどの指標の組み合わせに依拠すべきかについての指針が示されていないことを認めている。明細書自体も、ホップ数とレイテンシが、特定のケースにおいて異なる「最良」経路を示す可能性があることを示している。経路上の個々のデバイスは、「本質的に応答が遅い」場合もあれば、「計算タスクが大量に負荷されている」場合もある。ノードに障害が発生した場合、明細書はオペレータに対し、「問題のあるノード」を回避するために「最もパフォーマンスの高いノード」を選択するのと同様に、「次に最も近いノード」にリクエストを送信するよう指示している。

これらの開示は、ホップ数における最短のパスが必ずしも最低のレイテンシとは限らないことを想定しており、ノードがレイテンシを優先できない極端なケースについてのガイダンスを提供しているものの、ノードが単に遅い場合の対処法については言及していない。裁判所は繰り返し、クレームの限定が満たされているかどうかを判断するための「複数の方法」が「どの方法を使用すべきかについてのガイダンスなしに異なる結果をもたらす」場合、クレームは不明確であると述べてきた⁵。以上の理由により、CAFC はクレームの最適の記載は不明確であると判断した。

5. 結論

CAFC は、クレームの記載が不明確であるとした地方裁判所判決を支持した。

6. コメント

クレーム中に最良及び最適等程度を表す文言がクレームに存在する際、クレーム中また

⁵ *Dow Chemical Co. v. Nova Chemicals Corp. (Canada)*, 803 F.3d 620, 634 (Fed. Cir. 2015); *Teva Pharmaceuticals USA, Inc. v. Sandoz, Inc.*, 789 F.3d 1335, 1344-45 (Fed. Cir. 2015)

は実施例中に当業者にとって客観的な境界が示されていない場合、不明確と判断される点判示された。本事件では最適ルートに影響を与える複数の要素は記載されていたものの、具体的にどのような状況であれば最適となるのかの詳細は記載されていなかった。クレーム中に程度を表す文言が含まれる場合、クレーム中に詳細な定義を与えるか、または実施例中に程度の具体的な内容が明確となるよう注意深く記載すべきである。

判決日 2025年11月25日

以上